

(設置)

第1条 職員に対する分限および懲戒等の公正を期するため、鯖江・丹生消防組合人事考査委員会(以下「考査委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 考査委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条に基づく職員の意に反する降任、免職、休職および降給等
- (2) 法第29条に基づく懲戒処分

(組織)

第3条 考査委員会は、委員長および委員4名以内をもつて組織する。

2 委員長は、消防本部次長をもつて充てる。

3 委員は、消防本部総務課長、鯖江市人事担当課長および越前町人事担当課長ならびに消防長が任命する学識経験者をもつて充てる。

(令4訓令1・一部改正)

(任期)

第4条 学識経験者である委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(令4訓令1・追加)

(委員長)

第5条 委員長は、考査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(令4訓令1・旧第4条繰下)

(招集)

第6条 考査委員会は、委員長がこれを招集し、委員長は、考査委員会の議長となる。

(令4訓令1・旧第5条繰下)

(会議)

第7条 考査委員会は、非公開とし委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員は、自己に関係ある事件についての議事に参与することができない。ただし、考査委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令4訓令1・旧第6条繰下)

(意見の聴取等)

第8条 考査委員会は、必要があると認めたときは、審査の対象となつた職員、当該職員の所属長および関係者ならびに産業医およびメンタルヘルス相談医から意見または説明を聞き、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(令4訓令1・旧第7条繰下)

(決定事項の処置)

第9条 委員長は、考査委員会において決定した事項について、その理由を付して任命権者に報告しなければならない。

(令4訓令1・旧第8条繰下)

(庶務)

第10条 考査委員会の庶務は、消防本部総務課において処理する。

(令4訓令1・旧第9条繰下)

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか考査委員会の運営その他について必要な事項は、消防本部消防長が別に定める。

(令4訓令1・旧第10条繰下)

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(令和4年訓令第1号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。